

尾道市立大学後援会旅費規程

(昭和50年4月1日)

(趣旨)

第1条 尾道市立大学教職員および学生が公費をもって支弁することができない出張であって、特に学長が認めた場合は、この規程により尾道市立大学後援会予算からこれを支給する。

(支給旅費)

第2条 支給する旅費は、公立大学法人尾道市立大学教職員の旅費に関する規程（平成24年4月1日制定）に準ずる。

付 則

この規程は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和52年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和53年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和55年7月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和56年10月15日から施行する。

付 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年5月22日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年5月26日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年5月30日から施行する。